

ウェスティンホテル東京 ル・スパ・パリジエンメンバーシップカードご利用約款

第1条（本約款の趣旨）

本利用約款（以下「本約款」といいます）は株式会社三田ホールディング〔以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義したギフトカード（以下「本カード」といいます）のご利用について規定するもので、本カードの所持者（以下「お客様」といいます）は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

（1）本カード

当社発行の前払式支払手段である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、また入金された金額をもって当社指定の店舗（ル・スパ・パリジエン）においてトリートメントサービスを受けることができる機能を備えたものをいいます。

【減算型カード】

（2）お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

（3）トリートメントサービス

スパにて提供するトリートメントサービスを総称したものをいいます。

（4）ル・クラブ・スパ・パリジエン本カード取扱について

具体的な情報に関しては、本カードに関するお問合せ窓口にお電話にてお問合せいただくか、当社ホームページにてご覧いただけます。

（5）バリュー

お客様がトリートメントサービスの提供を当スパにて受ける上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。（なお、本カードの最終ご利用日現在における本カードのバリュー残余数量を、以下「残高」といいます）

（6）トリートメントサービスによる利用

トリートメントサービスを受けるために必要な残高を有する本カードをル・スパ・パリジエンに提示することによりトリートメントサービスの提供を請求し、かつトリートメントサービスの提供を受ける行為の総称をいいます。

(7) 入金

トリートメントサービスの提供を請求するために必要な残高を有しているか否かを問わず、本カードについて、本約款に規定する金員をル・スパ・パリジエンに対して支払うこと、または、その他の当社が指定する方法により、本カードの残高を増加させる行為をいいます。

(8) 残高照会

本カードをル・スパ・パリジエンに提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、本カードのバリューの残高を確認する行為をいいます。

(9) ご利用

本カードへの入金、および本カードのトリートメントサービスによる利用の行為を総称して「ご利用」といいます。

【残高照会】

第3条（カードの発行）

当社は、ル・スパ・パリジエンにおいて本カードを発行するものとし、お客様は、本約款に規定する金員をル・スパ・パリジエンに対してお支払いいただくことにより、本カードの交付を受けることができるものとします。

第4条（本カードのご利用）

お客様は、ル・スパ・パリジエンにおいてのみ、本カードのご利用をすることができるものとします。

第5条（入金の方法）

1. 本カードへの入金は、ル・スパ・パリジエンにて現金でのご清算または当社指定の銀行口座でのお振込みにて承るものとします。
2. 本カード1枚の1回あたりの入金は、一律70,000円とします。
3. 本カードへ蓄積できる上限額は、本カード1枚につき70,000円とします。

第6条（利用の方法）

1. 本カードにてトリートメントサービスを受けられる場合には、ル・スパ・パリジエンにて本カードをお渡しいただくものとします。本カードに入金された金額からトリートメントサービス料金合計額を差し引くことにより、金銭にてお支払いされた場合と同様の効果が生じます。この場合、トリートメントサービス合計額及びお支払い後の本カード残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないかを確認するものとします。
2. お渡しいただいた本カードの残高がトリートメントサービス合計額に満たない場合は、改めて本カードに入金いただくか、または不足分を現金またはクレジットカードによりお支払いいただくものとします。

【現金もしくは当社が指定する支払い方法】

3. 1 度のお支払い可能枚数は 1 枚までと致します。さらに不足分がある場合は現金にてお支払いいただくものとします。

【現金もしくは当社が指定する支払い方法】

4. お客様は第 6 条各号の処理の後において、本カードにより利用された数量、および、当該利用後の本カードの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面（以下、単に「レシート」といいます）をル・スパ・パリジエンから受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認しなければならないものとします。なお、この場合当該レシートの受取時にお客様から特段の申し出がないかぎり、お客様が当該記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなすものとします。

第 7 条（残高照会の方法）

1. お客様は、第 6 条に規定するレシートによる残高照会のほか、ル・スパ・パリジエンにおいて本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。

2. 当社の指定するウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された 16 桁のカード番号と 6 桁の PIN 番号（スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていただくと 6 桁数字が現れます）が必要です。

【電話または当社の指定するウェブサイト】

3. 当社の指定するウェブサイトにおいては、残高のほかご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が決めるものとします。

第 8 条（換金）

1. 本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。

2. 但し社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的にお客様は、当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとします。

この場合、当社所定の方法に従って、本カードの残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとします。

3. 前項の払戻しを行った場合は、お客様より本カードを回収させていただくものとします。

第9条（再発行）

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金はいたしません。

再発行される場合 1,000 円を頂戴いたします。

2. カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。

3. 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。

4. その際、当社は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求められることができるものとします。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。

第10条（不正な取得・利用等）

1. 次のいずれかに該当するときには、当社は、お客様に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様の本カードを当社にお引渡しいただくものとします。

①お客様が不正な方法により本カードを取得され、または、お客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。

②本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。

③本約款に違反した場合。

④その他、本カードの利用が不正であると当社が認める場合。

2. 当社は前各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとします。

3. お客様は前1項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

4. 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能なときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。

5. その際、当社は新しい本カードと引き換えに旧本カードの引渡しを求められることができるものとします。なお、新しい本カードの発行にあたっては、本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議述べないものとします。

第 11 条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

1. 本カードの有効期限は発行日より 6 ヶ月間となります。期間を過ぎた本カードは無効となり、本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。但し 6 ヶ月以内に追加チャージをされた場合その日から 6 ヶ月の有効期限といたします。
2. お客様は、前項のご利用期限が到来した本カードに関するご利用および払戻し等の請求権、一切に関するすることができないものとします。
3. お客様は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、十分注意しなければいけないものとします。

第 12 条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により本カード取扱店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。その際、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（業務委託）

当社は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第 14 条（質権等担保権設定の禁止）

1. お客様は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。
2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等は一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第 15 条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社またはスパとの間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 16 条（本約款の変更）

1. 当社は当社の判断において本約款をお客様に事前に通知することなく変更することができるものとします。
2. 本約款を変更するときには、変更後の本約款をスパ店頭あるいは本社に所定の期間備え置くものとします。

附則

本約款は、平成 24 年 11 月 1 日からこれを適用します。